

本日の会議に付した事件

令和2年第4回山元町議会臨時会

令和2年11月18日（水）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 報告第17号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 5 報告第18号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 6 承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度山元町一般会計補正予算・専決第3号）
日程第 7 議案第55号 山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 8 議案第56号 山元町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
日程第 9 議案第57号 山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第10 議案第58号 令和2年度 山元町役場構内駐車場等整備工事請負契約の締結について
日程第11 議案第59号 令和2年度 社総交（復興）請5号 頭無西牛橋線交差点改良工事請負契約の締結について
日程第12 議案第60号 令和2年度 社総交（復興）請6号 頭無西牛橋線交差点改良工事請負契約の締結について
日程第13 議案第61号 令和2年度 社総交（復興）請7号 高瀬笠野線道路改良工事請負契約の締結について
日程第14 議案第62号 令和2年度 山元町立山下中学校給食室備品整備事業に係る物品購入契約の締結について
日程第15 議案第63号 令和2年度 山元町町民グラウンド拡張・改修工事請負契約の締結について

午前10時00分 開 議

議長（岩佐哲也君）ただいまから令和2年第4回山元町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

なお、6番高橋眞理子君から欠席する旨の申出が出ております。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議長（岩佐哲也君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、10番阿部 均君、11番菊地康彦君を指名します。

議長（岩佐哲也君） 日程第２．会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、お手元に配布のとおり、本日１日限りにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日１日限りに決定しました。

議長（岩佐哲也君） これから、議長諸報告を行います。

議長諸報告は、お手元に配布のとおりでありますので、ご覧願います。

以上で、議長書報告をおわります。

議長（岩佐哲也君） 続きまして、日程第３．提出議案の説明を求めます。

この際、今臨時会に提出される議案等１２件を山元町議会先例６６番により一括議題とします。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君） はい、議長。それでは、提案理由を申し上げます。

本日ここに、令和２年第４回山元町議会臨時会が開会され、各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係についてであります。報告第１７号及び第１８号の専決処分の報告については、漁港環境施設整備工事及び高瀬笠野線道路改良工事について、施工内容や数量等に軽微な変更が生じたことに伴い、変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

次に、急施専決処分に係る承認議案について申し上げます。

承認第１０号については、令和２年度山元町一般会計補正予算・専決第３号であります。今回の一般会計補正予算は、９月１２日の大雨により約１４０カ所の災害が発生し、約１億７，０００万円もの被害が発生したことから、この被害のうち特に緊急性が高い箇所の応急復旧工事や災害復旧に係る測量業務等の経費を計上しており、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ約５，０００万円を増額し、総額１３億８，０００万円余とする補正予算として専決処分したものであります。

次に、予算外の議決議案についてであります。議案第５５号から第５７号までの山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等については、人事院勧告の趣旨を踏まえ、給与に関する所要の改正を行うもの。

議案第５８号については、山元町役場構内駐車場等整備工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

議案第５９号及び第６０号については、頭無西牛橋線交差点改良工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

議案第61号については、高瀬笠野線道路改良工事に係る工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるもの。

議案第62号山元町立山下中学校給食室備品整備事業に係る物品購入契約については、財産の取得について議会の議決を求めるもの。

議案第63号山元町町民グラウンド拡張・改修工事については、設計内容の一部に変更が生じ、工事費が増額となることから、変更契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものであります。

以上、令和2年第4回山元町議会臨時会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましては、さらに関係課長に説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（岩佐哲也君）以上で提出議案の説明を終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第4．報告第17号を議題とします。

本件について報告を求めます。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。それでは、報告第17号専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

説明に当たりましては、第4回議会臨時会配布資料 No. 1、議案の概要にてご説明申し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

報告第17号平成31年度 漁復1号 漁港環境施設整備工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

提案の理由でございますが、漁港環境整備工事に関しまして、地方自治法の規定に基づき専決処分をしたので、これを報告するものであります。

契約の目的、相手方につきましては、記載のとおりとなっております。

3の契約金額でございますが、原契約1億7,679万4,200円を、変更後といたしまして1億7,203万2,300円とするものでありまして、減額といたしましては476万1,900円を減額するものであり、減額幅は2.69パーセントとなっております。こちらの数字につきましては、いずれも消費税を含むものでございます。

5の工事の変更部分の概要でございますが、原契約といたしまして、元の契約といたしまして、仮設工、ウエルポンプの設置撤去及び発電機の運転日数でございますが、当初192本設定してございましたものが22本減の170本となり、発電機の運転日数につきましても81日の減となるものでございます。

7の変更理由でございますが、当初、設計におきましては、施工範囲全体の地下水比を低下させるために施工するような計画を取ってございましたが、変更理由の①にもありますとおり、現場において捨て石が多くて、予定よりライザーパイプを打てる箇所が限定されてしまったということから、施工のほうを工区を区切りまして、集中的に地下水を下げる工法に変更したところですね、結果的に作業効率が上がったためにですね、トータルにおいて発電機の運転日数が減となったものでございます。

8の議会の議決経緯につきましては、記載のとおりとなっておりますのでございます。

以上、説明にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（岩佐哲也君）報告第17号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わり

ます。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第5．報告第18号を議題とします。

本件について報告を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。報告第18号 令和元年度 社総交（復興）請5号 高瀬笠野線道路改良工事請負契約の変更についてご説明いたします。

配布資料のNo. 2、議案の概要をご覧ください。

提案理由でございますが、高瀬笠野線道路改良工事に関し、地方自治法の規定に基づき専決処分したので、これを報告するものであります。

以下、変更のあった点についてご説明いたします。

まず、契約の目的、相手方については、記載のとおりとなっております。

3番、契約金額でございますが、いずれも消費税を含む金額で、原契約7,579万円が372万9,000円、4.92パーセントの減で、変更契約額7,206万1,000円となったものでございます。

5、変更分の工事の概要でございますが、原契約では上層路盤が15センチ厚のものを2,060平米となっておりますが、変更後の内容が、15センチが660平米及び平均7センチ、ところどころで厚さは異なりますが、平均7センチが1,350平米となりました。また、下層路盤につきましては、原契約2,223平米であったものが、801平米となっております。

7、変更理由でございますが、アスファルト舗装撤去後に現道分の季節路盤厚の確認及び路床の試験をした結果、路盤の入替えは不要と判断したため減とし、上層路盤を道路計画高に合わせ補足材としたものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）報告第18号専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）を終わります。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第6．承認第10号を議題とします。

本件について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、承認第10号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

令和2年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づき専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思えます。

専決処分書でございます。

令和2年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので、地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分しております。

9月12日の大雨に伴う災害復旧に関する経費について、補正予算として令和2年9月24日付で専決処分を行ったものでございます。

さらにもう一枚おめくりいただきたいと思えます。

令和2年度山元町一般会計補正予算・専決第3号でございます。

まず、歳入歳出予算の補正についてでございますが、今回の補正の規模は、歳入歳出

それぞれ4,694万円を増額し、総額を139億8,517万円とするものでございます。また、歳入歳出予算の補正と併せて地方債の補正も行っております。

それでは、歳出予算のほうからご説明させていただきます。

7ページをお開きいただきたいと思います。

第11款災害復旧費第1項公共土木施設災害復旧費でございます。第1目公共土木施設単独災害復旧費につきましては、1,671万6,000円を増額しております。こちらにつきましては、復旧に必要な測量設計業務の委託に要した費用のほか、応急復旧工事に要した費用等を計上しております。このうち1,340万円の財源は地方債でございます。

続きまして、第2目公共土木施設補助災害復旧費につきましては、2,192万4,000円を増額しております。こちらにつきましては、災害査定を受ける補助災害の測量設計業務の委託に要した費用を計上しております。このうち2,190万円の財源は地方債でございます。

次に、同じく11款第2項農林水産業施設災害復旧費でございます。第1目農業用施設単独災害復旧費につきましては、830万円を増額しております。こちらにつきましては、緊急的な土砂撤去や路面の復旧などの応急復旧工事に要し費用を計上しております。

以上が歳出予算の内容でございます。

次に、歳入予算につきましてご説明いたします。

6ページのほうをご覧いただきたいと思います。

初めに、第19款繰入金でございます。こちらにつきましては、1,164万円を増額しております。先ほど、歳出予算でご説明いたしましたが、起債対象外の経費等につきまして、財源調整のために財政調整基金を取り崩すものでございます。

次に、第22款町債でございますが、次の地方債の補正でご説明をいたします。

以上が歳入予算の説明になります。

最後に、地方債の補正についてご説明いたしますので、3ページをお開き願います。

地方債につきましては、公共土木施設単独災害復旧事業、公共土木施設補助災害復旧事業について、それぞれ記載のと通りの補正を行っております。

以上が補正予算の内容となります。よろしくお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番岩佐孝子君の質疑を許します。

9番（岩佐孝子君）はい。9月の20日の大雨で非常に大変な、去年からまた引き続きの災害というようなことで、非常に担当課ではご苦労なさっているということで、感謝申し上げます。

それでですね、7ページの11款1項1の公共土木の部分の委託料、そして工事請負の部分なんです、工事委託料の部分について補助申請の請求のためというふうなことでの説明があったように聞いていますけれども、何カ所なんでしょうか。その辺についてまずお尋ねします。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。ただいまのご質問の件でございますけれども、補助申請を行った、まあ補助申請、もう先週にですね、実施してございまして、実施した箇所が全て河

川で6カ所となっております。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい。補助申請6カ所の分ということですが、その次の工事請負費の部分ですが、これについては421万なんです、この分についてはどのような内容なんでしょうか。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。すみません、1点、先ほどのお答えについてちょっと捕捉させていただきたいと思います。補助申請に関するものはですね、2のほうの21924のほうが補助申請となっております。そしてですね、1番の公共土木施設単独災害復旧工事につきましては、これは早急に維持管理等を、そうですね、単独で実施するものの測量設計業務に関するものでございます。先ほどお答えした12506のほうに関しましては、道路が1カ所、河川が9カ所分の測量設計費となります。

そして、今ご質問いただきました工事請負費に関しましては、道路及び河川の応急復旧費でございまして、道路が40カ所、河川が2カ所となっております。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい。次に、農業用の部分なんです、これについても再度確認させてください。工事請負費830万の内容です。

農林水産課長（佐藤和典君）はい、議長。こちらのですね、災害復旧につきましては、農業施設ということで、路面の流出、農道の路面流出と砂利補充等の経費ということでございますが、箇所につきまして39カ所となっております。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。質疑ありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい。前回の説明では140カ所で約1億7,000万というふうなことだったんですが、この残りの部分については12月補正とかというふうになって出てくるんでしょうか。再度確認します。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今回の専決処分で上げる分につきましては、急を要するものということと、あとは災害査定の関係で、測量等が必要な部分ということで専決処分させていただいたものでございまして、その他の部分につきましては、12月補正等で対応させていただきたいというふうに考えております。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから承認第10号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度山元町一般会計補正予算・専決第3号）を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

承認第10号は原案のとおり承認されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第7．議案第55号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第55号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元に配布しております資料No. 3、条例議案の概要を準備願います。

初めに、提案理由でございますが、人事院の国会及び内閣に対する令和2年10月7日付の国家公務員の給与の改定に関する勧告の趣旨を踏まえ、本町職員の給与の改定を行うため提案するものでございます。

1の改正内容でございますが、期末・勤勉手当の改定であります。

民間の支給状況を踏まえ、年間支給月数を4.50月分から4.45月分へと年間で0.05月分引き下げるものでございます。

上段の表がですね、今年度分となりますが、12月期の期末手当で0.05月引下げ、現行の1.3月を1.25月と改定し、表の下段、令和3年度以降については、6月期、12月期の期末手当の支給月数を1.275月に引下げ、同じ月数に平準化をするものであります。

2の施行期日につきましては、今年度の期末手当支給の支給月数の改定は交付の日とし、令和3年度以降の期末手当の年間支給割合の変更については、令和3年4月1日から施行するものとなります。

以上、議案第55号の説明といたします。よろしく願いいたします。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第55号山元町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第8．議案第56号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第56号山元町特別職の給与で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元に配布しております配布資料 No. 4、条例議案の概要を準備願います。

初めに、提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠し、本条例で定める特別職の期末手当の改定を行うため提案するものでございます。

1の改正内容でございますが、本町の常勤の特別職である町長、副町長及び教育長に支給する期末手当の改定を行うもので、年間支給月数を3.40月分から3.35月分と、年間0.05月を引き下げるもので、表の上段が今年度となりますが、12月期の期末手当で0.05月分引き下げるものであります。表の下段、令和3年度以降につきましては、6月期、12月期の期末手当の支給月数を1.675月に引下げ、同じ月数に平準化するものでございます。

2の施行期日につきましては、今年度の期末手当の支給月数の改定は交付の日とし、令和3年度以降の期末手当の年間支給割合の変更については、令和3年4月1日からの施行とするものです。

以上、議案第56号の説明といたします。よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第56号山元町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第9. 議案第57号を議題とします。

本案について説明を求めます。

総務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。それでは、議案第57号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

お手元に配布しております配布資料 No. 5、条例議案の概要をご準備願います。

提案理由でございますが、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準拠した町の特別職の期末手当支給月数と議会議員の期末手当支給月数の整合性を図るべく、所要の改正を行うため提案するものでございます。

1の改正内容及び2の施行期日でございますが、議案第56号と同様でありますので説明は省略させていただきます。

以上、議案第57号の説明といたします。よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第57号山元町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第10. 議案第58号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。それでは、議案第58号令和2年度 山元町役場構内駐車場等整備工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料No. 6の議案の概要をご覧ください。

初めに、提案理由でございますが、山元町役場構内駐車場等整備工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。契約の目的については記載のとおりでございます。

契約の方法については、条件付一般競争入札で、参加業者につきましては裏面に記載のとおりでございます。

契約金額につきましては、1億2,650万円で、消費税を含んだ金額でございます。

落札率は97.99パーセントでございます。

契約の相手方につきましては、角田市の日広建設株式会社でございます。

工事の場所については、山元町山下地内でございます。

工事の概要につきましては、①の駐車場整備及び②の道路整備でございまして、舗装工事が中心でございます。

なお、詳細については記載のとおりでございます。

最後に、工期でございますが、令和3年3月26日までとなります。

以上で議案第58号の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

9番岩佐孝子君の質疑を許します。

9番（岩佐孝子君）はい。先ほど、課長の説明の中で、工事の概要というふうなことであったんですが、位置的な部分が全然示されていないんですけれども、どの辺の場面なんですよ

うか、部分なんでしょうか。まずはその辺を確認させてください。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。現在予定しておりますのが、役場の西側でございます現在駐車場のところでございますが、こちらにつきましては、7月20日の全員協議会のほうで図面のほうお示ししているところでございますが、こちらにつきまして簡単に概要をご説明申し上げますと、今回整備する部分につきましては、先ほど申し上げました役場の西側の駐車場の部分と、あとは中央公民館のほうに抜ける現在通路のような形になっておりますが、こちらの部分につきまして町道認定を受けるということで、道路の整備を行うというような工事の概要となっております。

概要につきましては以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい。町道認定という言葉が出てきました。そしてですね、この舗装するのはいいんですけども、この庁舎一帯の計画はどのようになっているのか、この辺は当初から関わりを持っていた町長にお伺いしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。お答えいたします。

この役場構内の整備につきましてはですね、担当の企画財政課長からも申し上げましたとおり、全員協議会等々を通じましてですね、順次、公安委員会等々の調整状況も含めてですね、順を追って図面を用意してご説明申し上げてきたとおりでございますのでですね、ぜひこれまでの説明の経緯、経過を十分踏まえた上でのご理解を賜われば大変ありがたいというふうに思うところでございます。

そういう、まず経緯、経過を確認した上で、今のこの庁舎整備とともにですね、駐車場等整備している一画がございますけれども、これが第1期の計画というようなことでもございまして、残された部分、今まだ未整備の部分で残っている駐車場、あるいは先ほど課長から申し上げました中央公民館前を作田山に出入りする道路の整備等を含めた今回の工事ということでございまして、基本的にこれまでご説明してきた内容での、いわば第2期というふうな工事に当たるかなというふうなことでもございます。以上でございます。

9番（岩佐孝子君）はい。一体的な計画が、この辺周辺一帯、この舗装だけではなく、この辺一帯をどのような形で考えていたのかって、その中でこの舗装っていう部分だと思ふんです。そういうことからして、ここ一帯の計画はどのようになっているのか、その辺から伺いたいということでお話をしているんですが、ご理解いただけないでしょうか。

ここの舗装だけではなくて、この敷地内、構内一帯の計画、一番最初は役場を建て、そして、消防署とかというふうな話がありました。そして、ましてやですね、今、国勢調査とか何かで使っておりますサーバー室とか、そういうところも全て含めてというふうなことを前にもお話したことがあると思うんですが、その辺を含めて、町長、どのように考えて今回このような、2回も3回も同じようなお金をかける必要性はないと思うんですが、いかがですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、お尋ねのあった部分も含めて、これまで、常任委員会なり全協を通じましてですね、順々というふうにご説明申し上げてきたとおりでございますので、この場での再度の説明は省略させていただきたいというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい。7月20日の資料の中には、確かに全員協議会で事業進捗の報告ということで、この書類は頂きました。でも、説明はあったんでしょうか。私の記憶にはありません。そして、警察との協議内容、これについては、これから進めるというような

こともあり、警察との協議等に時間を要していることから、事業期間の延長が見込まれるというようなことでありました。7月20日以降、説明はあったのでしょうか。その辺について確認します。町長にお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、たまたま7月というふうな時期のご紹介がございましたけれども、いずれにいたしましても、その場面も含めましてですね、これまで数度にわたりますて経緯、経過なり、この構内整備の考え方ですね、この役場の前のメイン道路から新たに作田山に出入りできる部分の整備の考え方を含めてですね、全体的にお話を申し上げて本日に至っているというふうに理解しているところでございます。

9番（岩佐孝子君）はい。今、私、7月20日以降の部分も確認をしているんですが、その回答にはなっていないと思うんですが、町長。それ以降、協議内容とかそういう部分についても一切回答もないがままに、いつ報告したんでしょうか。私のいないときだったんでしょうか。確認させていただきます。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。執行部といたしましてはですね、要所、要所でその進捗状況を報告、説明を申し上げてきておりますので、あとは協議が整った段階で、次のステップとして工事の請負契約、いわゆる入札に入るというふうなことでございますのでですね、公安協議が終わりましたというふうなことを、その都度報告は申し上げておりませんが、まずそういう形で必要な、この工事に入れるですね、入札のできる環境が整った中で、応札をしていただいたというふうなことでございますので、全体の流れの中でぜひご理解をいただければと。少なくともほかの案件も含めてですね、いろいろ他の関係機関との協議、これは当然伴うわけでございますので、そういうものを一定程度収束をさせながら、次のステップに進むというのは、これはいわばセオリーでございますので、そういうふうなご理解をいただければありがたいというふうに思います。

9番（岩佐孝子君）はい。その都度説明していたとおっしゃっていましたが、今、説明しないという回答もありました。どちらが正しいんですか。

そして、7月20日以降、皆さん、説明受けましたか。私は受けておりません。7月20日、その日にも、この書類をそのまま、私は見せていただいた記憶があります。その前、5月のときに、6月補正に向けての説明はあったような気がするんですけども、きちっとした説明はなかったように思われます。そして、その都度、その都度というような今、町長のご回答がありましたけれども、その都度とは、いつ、どのような場面で説明なされたのか、その辺をご回答ください、町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。少なくとも今確認いただいた7月20日、あその場面で担当課長からもお話をしておりますということ。私が先ほどお答えしたのは、仮に、その20日の場面で明確に公安協議が終わっているというふうなことを言わなかった場合、終わりましたからということとその都度皆様のほうに報告をして次のステップに入るといふ、そういうケースばかりではないのでね、要は、公安協議もございまして、あるいは、ほかの道路河川であれば、土地改良とか、河川国道事務所とか、いろんな機関との調整がございまして。それは、今調整中とございまして、調整が終わり次第次のステップに入りますというふうな、そういう経緯、経過はご説明申し上げますけれども、その都度、河川国道事務所と協議が終わりました、土地改良事務所と協議が終わりましたというふうなことまで議会の皆さんに一つ一つご報告しながら前に進むというふうな、そういうふうな進め方にはなっておりませんので、大筋のところでは進捗状況を申し上げ、その調

整が終わった段階で次のステップに進むというふうな進め方でございますので、7月20日については担当課長からも確認をしたとおり、説明しているということでございますので、問題はないんでございますけれども、仮に説明がしてなかったというふうなことになっても、それはそれで終わった段階で前に進めさせていただくことが常套手段だというふうなことも併せてご理解をいただければという趣旨で、先ほど来からお答え申し上げているところでございます。よろしくお願いいたします。

9番（岩佐孝子君）はい。この7月20日、課長、どの程度まで説明していただいたんでしょうか。そして、今回、図面も出てないんですが、その7月20日のこの図面のままの今回の提案なんですか。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。まず、7月20日の時点の説明につきましては、こちらお配りしている資料に基づきまして、経過と、あと警察協議等の内容、あとはこちら警察協議で安全対策図という形で出しておりますけれども、こちらの図面にのっとりた形でご説明申し上げます。

あと、それに先立ちまして、5月15日の全員協議会のほうにおきまして、こちらについても整備計画ということでご説明申し上げます、7月20日の時点の警察協議の内容と、今回整備する内容につきましては、同様の内容となっておりますので、計画どおりということでございましたので、7月20日の報告、これを行いまして、今回入札のほうに入らせていただいたということでございます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい。いろいろ、私もちょっと記憶に薄い中でのこの取り組みの進捗かなというふうな受け止めをしているところです。まず、この事業については、今もお話ありましたように、全体計画の中でですね、全体計画といいますか、この敷地全体の構想の中の一つとして進められてきた事業の一つだというふうな受け止め、これまでの説明ではですね、そうした中で、先ほど1期とか何とかという表現ありましたが、そういう中で順次進められているというのもあるんですが、その時々に進められ方については、どうもこの不明な点が多いのかなというふうな受け止めであります。という前提の中で、一つ確認したいのはですね、この事業はもう先を急ぐ事業といいますかね、町にとっては非常に重要な、大きな事業の取り組みの一つだということであろうかと思えます。というふうに考えたときに、なぜこの時期での当初での予算措置ではない、6月補正での予算になったのか。こういう重要な事案はですね、当然のことながら、当初、1年間の計画の中での提案とすべきではないか。副町長は頭かしげているようだけれども、それは俺が言っているのが間違いだということだと思うんですね。当初予算の考え方というのは、ここで何回か議論、議論といいますか、確認し合ったところだと思うんですが、まず一つ、そういう背景の中で、なぜ6月の時期の予算措置となったのか確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤議員からはね、かねがねそういうふうな原理原則の部分のお尋ねがございましてけれども、まあそれは、基本的な考え方としてそういうご認識、まあ共通理解するところではございましてけれども、以前お答えしたとおり、それぞれの案件についてはですね、当初での頭出しから始まって、その後の進捗、進展状況を踏まえて、事案の調整状況を踏まえてですね、それは6月なり9月なりですね、年度途中の補正予算になることも、これは一定のものが当然あり得るというふうな理解だというふう

なことでお話を申し上げてきております。淡々と進めることが町民福祉の向上に相反するというふうなことであれば、これは別でございましょう。しかし、必要な環境整備、これは当初からスタートして、いろいろ時間を要している部分ございませうけれども、調整が整った段階で次のステップに進むというようなことは、これは議会の皆様のみならず、町民の皆様方も当然のごとく受け止めていただいているんじゃないかなというふうに思う次第でございませう。

8番（遠藤龍之君）はい。今更ながらさ、そういうことを強調されますとですね、議会と執行部の間のやり取りができなくなります。ルールに基づいて我々やっているんですよ。そして、この件については何回か確認しているはずですよ。こういうことを改めて確認するのは非常に残念な話なんですけど、これは議会だよりで示している中身です。これをね、執行部ではこんなことねえということね、今の町長の対応からすれば、言葉からすれば、そういうことなんでしょうが、この示されている中身について確認します。残念なことなんですけど、ここで示されているのは、補正予算とはということで、補正予算は、当初予算編成時に予期できなかった制度改正や事情変更によるものであり、特別の事情のある場合を除いて、みだりに行うべきではない。したがって、地方交付税が当初予算後になって決定されることや、国庫補助金や起債などの依存財源が年度途中で確実な見通しが立つことから、建設事業関係予算、給与改定予算、そして法改正等特別の事情のあるものに限って補正されるべきものであるというふうなことで、という規定で4点挙げています。1つは、天災、災害発生により必要となったもの。2点目は、建設事業の変更、設計変更等によりやむを得ないもの。3点目は、物価変動等経済事情の変化によるもの。4点目は、当初予算の積算を誤っていたため、それを是正するためのものということが挙げられるということでありませう。そして、補正予算の留意事項は、みだりに補正を重ねることにより、年間予算の意義がなくなり、財政運営の一貫性が失われることになることから、必要最小限にとめるべきであり、公約予算は選挙直後の6月期の云々、云々ということで、我々はこういう立場で、我々は議会に臨んでいたときに、先ほど町長、るるご説明されましたが、今この指摘されているこの4点のどこに当たりますか、今回の補正、今の事案については、それを伺います。この4点のうちのどこに当たるか、その点だけでよろしいです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今ここで、4点のどこに当たるかというふうな部分が、明解なお答えは差し控えますけれども、先ほど来から申し上げるとおり、我々としてはスタートを当初予算においてということの基本部分はですね、それは共通理解するところでもございました。あとは案件によってですね、今ご紹介していただいた4点なども参考にしながら、町として必要な部分はですね、一定の範囲で補正予算も対応をお願いしてきているというふうなことでございませうので、この考え方については、今後ともそういうふうな方向で進めさせていただければというふうに思います。

8番（遠藤龍之君）はい。議長、今の答弁は私の先ほどの質疑に対しての答えになっていると思いますかということを一応確認しておいて、改めて聞きます、この4点のうちの、今の、町長、私の質問の答えになっていませんよ。緊急、やむを得ない状況の中での提案なのかと。そしてまたですよ、この事案に、これ個別に私確認しているんですからね。この案件についてはですよ、6月補正、6月に補正でやっているんです。予算措置しているんです。補正での対応ということであるなら緊急やむを得ずというふうなのが大前提に

あるわけで、ということからするならば、6月の予算措置がついたらば、すぐに提起、提案しなくちゃならないその補正ということ強調したときにですね、ということになるわけですが、その辺にもこの当たってない、この案件はですよ。まあ補正、先ほど否定したような答えが出てきたもんだから、こういうところに今集中してるんですけども、全く補正の対象にならないし、補正で対応したにも関わらず、今この時点での対応というのにもちょっと問題がある。ちょっとそこまで戻すと膨れ上がっていくので、そういう背景の中で、なお今回のこの事案については、提案の内容については、補正でやむなし、補正でいいんだというのが、町長のお考えですか。改めて確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いみじくも今、6月補正でというふうな話もございましたけれども、少なくともその議論は6月議会でお認めいただいたというふうな背景の中であるわけでございますのでね、いまさらこの請負契約の締結の中で原理原則の話を持ち出して議論するというのは、ちょっと議論が逆戻りしてるんじゃないでございませうか。そういうのはちょっと議会運営上いかがなもんかなというふうな思いも一方ではしているわけでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。だから、補正の対応、そういうこともあるから補正の対応というのは問題ですよということなんです。補正で十分な説明できない、短い期間で。当初だったら、皆さんそれも構えて、この予算審査のという長い期間の審査する場面もある中で、問題をみんな理解して、そして、臨むことができる。だから補正にしてだめだということを、何回もそういうことでね、その背景にあるのはもう説明不足というのが、根本的にこれあります。十分な説明があったのか。私、6月議会の説明見てますけども、この中身についての十分な説明はしてませんよ。会議録等々確認してますけども。ですから、そして、補正で出されると、議会のほうもどうしても緩んでしまうという部分、これはね、2、3日前に互理町との議会研修のときにも確認されたことなんです。ですから、逆に議会の皆さん補正のときには十分気をつけてくださいよというような講習を受けてきたばっかしなんです、ということですね、この補正、そしてね、議会で認めたんでしょと、認めた格好、補正の場合は、いつも我々苦慮をするんですけども、全体の中の一つなんです、これは、予算措置の場合はですよ、予算の場合、予算計上。そうすると、それをもって反対とかね、賛成とかってね、そういうふうな整理していくの、なかなか議員としてもつらいところなんです。この回、何回かその修正動議、修正をかけてという動きを議会の中で取り組んできましたが、それはね、結構きつい作業、工程もですね、そういう取り組みの中身なんです。これを補正で出されるのを反対する、認める、認めないということについてはですね。ですから、今、町長ね、認めたんでしょというね、その辺の対応、態度については、全く私は憤るものがあるということを伝えておきたい。そしてそれを前に戻すんでない、そこは予算の措置、予算はこういう予算で、まずは認めた形してただけど、実際、実際問題としては、今回のような、実際に出されてきたときには、当然問題にしていいんですよ、こういうこと。問題にするためには、そういう背景もあるんじゃないかということでは言っているんですから、ということなんです。1回決めたことをどうのこうのというね、非常に失礼な言い方ですよ、それ、議会議員に対して、ということ伝えておきたい。ということ申し添えて、今のも全く、先ほどのね、私の質問の答えにはなっていない。多分これ堂々巡りになるでしょう。私はそういうね、これ補正に対しての考え方、これ何回かここで議論してい

るんですが、議論って、確認しているんですが、副町長もね、この間ね、そういう中で総務課長として、経験しているんですが、全く町長と同じ考えですか。厳しい、つらいあいづになっかと思えます。これは事実の中での話として伺いたいんですが、いかがでしょうか。

副町長（菅野寛俊君）はい、議長。補正予算の考えは、遠藤議員が先ほど来から申し上げているとおりの基本原則、原理がございますのは、私も承知しているところでございまして、ただし、その中で、町の行政運営の中です、予算執行上の中では、町長が先ほど来おっしゃるようなですね、まず当初予算に本来計上できるものは、当然ながら計上していきながら、やはりその中でどうしても必要な予算というものを補正予算でちょっとお願いするという場面は、やはりどうしても発生してしまうというのは、私もそのような考えでございまして。

8番（遠藤龍之君）はい。副町長にはね、事実の確認で、決定するのは町長ですから、態度表明するのは、それはそれでいいんです。公務員、何て言えばいいんだべな、予算執行するのに中心になって、職員として、労働者の立場からしたときね、こうしたのはもう地方自治法にのっとった中でのこういう見解、中身だと思っんですね。そういう法を順守するというような立場から考えたときに、先ほどの4点以外の補正の対応、在り方、まずこの4点について、これが補正される場合の案件といいますか、こういう場合だったら補正の対象になりますということを示されているんですが、この4点に対しての認識について確認します。

あと、今回提案されている中身については、この4点のどこに当たるのか、その辺も法の執行者といいますかね、の立場から示していただきたいと。

議長（岩佐哲也君）遠藤議員、ここで暫時休憩入れて、休憩後にその回答からスタートという形でしょうでしょうか。よろしいですか。

議長（岩佐哲也君）じゃあここで、1時間経過しましたので、換気のため暫時休憩とします。再開は11時15分としたいと思います。

午前11時03分 休憩

午前11時15分 再開

議長（岩佐哲也君）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）休憩前、8番遠藤龍之君からの質問に対する回答ということで、町長のほうから答弁いただきたいと思っと思います。補正に関する、今回補正した根拠といいますか、それについての考え方を説明いただくという質問だったと思っと思いますが、その辺からちょっと返答いただければと思っと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。遠藤議員から4点ほどこの補正予算の原則的な、あるいは一般的な対応、留意点というようなことを頂戴しておりますけれども、そこにあるのはあくまでも例示するということふうなことで、私も議員必携を眺めているわけでございまして、4点以外にもさらに4点、8項目ほど列挙されて、例えば、例示するということふうなことでございまして、議員おっしゃるような補正予算の基本的な捉え方、考え方というふうなことでございまして、これはこれとして、これに準拠してですね、限りなく対

応するというのが、これ大切な考え方であろうというふうには、これは再度申し上げたいというふうに思います。

一方で、繰り返しになりますけれども、執行部としてはですね、いずれの案件にしても、当初をスタート台にしてですね、いろいろその予算の進捗、熟度を上げながら次のステップに入るといふ、そういう対応を繰り返しでございます。この案件についても、先ほど来から触れているとおりですね、役場の新庁舎の移転、復旧というふうなことに端を発した構内整備でございますので、ここでいつ何どきどういうふうな説明をしたというふうなところまではあえて申し上げませんが、要所、要所でこの移転に絡む構内の整備のありようについては、これまでも議会側に要所、要所でご説明を申し上げながらですね、1期工事の庁舎と構内整備に進んできた。その後、2期工事においては、実施設計を経て今日に至っているわけでございますけれども、実施設計についてもですね、流れの中で、本来であれば昨年度の1年の中で実施設計がまとまれば、令和2年度の当初で、きれいな形で工事の予算を措置して、工事を執行するとう、そういう段取りになるわけでございますけれども、これは公安協議等々に不測の時間を要しているというふうなことがあって、6月での工事費を措置をせざるを得ないという、そういう流れがあるわけございましてですね、ですから、そういう当初からスタートしている流れも踏まえていただいて、なぜ補正なのかということもご理解いただかないとですね、じゃあ、基本設計なり実施設計なりが、当該年度の当初からスタートしても、不測の事態で期間を要するために、繰越しになった。それが次年度の5月、6月で設計が完成したと、遠藤さんの理屈で、遠藤さんの理屈というか、この必携にもある基本的な観点でいくと、その年度の、次年度までの、新年度予算までの空白期間が生じるわけですよ。そういう繰り返しでよろしいんでございますかというのが、私の先ほど言った福祉の向上の観点から、そういう進め方でよろしいんでしょかっていうふうに、逆にお話を申し上げているわけです。発射台はあくまでも当初ですよ。大きな案件になればなるほど。しかし、事情があって、業務設計なり実施設計なりが単年度のスパンできれいに収まらない。そのときに、原理原則で、じゃあ1年間空白期間をおいて、そんなことでよろしいんでしょかということ。そういう説明を受けてないんじゃないかと、長年やってらっしゃるんだから、そういうことはちゃんと自明の理としてご理解いただかないと。大体ね、今ここで質疑を受ける立場ですよ、質疑じゃないでしょう、これは。（「議長、広がってくっぞ、これしゃべるほど……」の声あり）そういう不規則発言をしないでくださいよ。（「議事進行」の声あり）議長であれ誰であれ、私は原理原則をお話を申し上げているんです。そういうことでございますので、何ら補正というね、（「締めてください、今話している」の声あり）その場だけを捉えて議論するんじゃないかと、私は、当初からスタートしている補正だというようなことを十分理解していただければありがたいなというふうなことでございます。

議長（岩佐哲也君）議事進行がありましたので、遠藤議員の議事進行に対する意見を求めます。

8番（遠藤龍之君）はい。議事進行っていいですかね、今のがね、本当に答えになっているか、答えに、答弁の中身になっているとしても、これまでも何回もありました、横道にそれる、それは議会に、議員に対しての横にそれる、あるいは議題替え等々の注意を受けるわけですが、町長に対してはなかなかそういうのが発揮できていないということからの議事進行で、今の発言に対して求めたということでもあります。まあ、そのことについて

は、分かりましたというか、過ぎてしまいましたけどね。

改めて確認しますが……。

議長（岩佐哲也君）遠藤議員、今問題になっていますのが58号なんですけど、この基本に係る、補正の取り組みとかね、なぜ補正かと、同時に、執行部からの説明がね、十分でなかったんでないかと、7月20日以降ね。それでここに議題として上がってきたという部分が問題だということで、今後、補正その他についての問題はね、これに限らず、一度執行部としっかり打合せとか、話し合いをするということにして、本来のこの58号にもうちょっと絞った感じでの質疑にしていきたいと思います。そういうことでどうでしょうか。（「この話に町長が……」の声あり）十分、そうです、そうです、それは十分。（「そこを十分わかったうえで発言してもらわないと……」の声あり）そういうことです。（「そういうことですね。町長が問題発言をしたということから……」の声あり）そうです。問題発言とか、補正に関するね（「場に合わない発言をしたことから出てきた話です」の声あり）先に進めてください。

8番（遠藤龍之君）はい。ということで、先ほど来ね、要所、要所で説明しているということを再々強調されるわけですが、具体的にその要所、要所で、いつ、どのような、どの程度の説明をしてきた、この件に関してですよ、この件に関してしてきたのか、確認。少なくとも、先ほどの同僚議員の中で説明しているのが、7月20日以降についての説明は一切ありません。担当常任委員会にもございません。また、その説明の際に必要なはずの図面さえも、今日も手元に配布されていないというような状況の中での要所、要所での説明の中身、それが要所、要所での説明の中身になっているのではないかという疑問から、一つ一つ確認したい。このことについては、町長何回も言ってますからね、要所、要所で説明してる、説明してるのにおめだちが悪い、理解できねんでねえがというようなところまで聞こえてくる。それを、再々強調している背景にはね、というふうな受け止めがあるので、ぜひそのことは確認したいと思います。お願いします。

議長（岩佐哲也君）20日以降、今回臨時会に提出されるまでの間のこの間についての説明がどうだったのかということで、その辺についての説明をお願いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもお答え申し上げましたように、この場で一つ一つ何がどこであれしたということは、これはお答えしませんがともというお断りを申し上げました。私としては、要所、要所で必要な資料を用いてご説明を申し上げてきたというのは基本でございます。ただ、公安協議については、これについても7月の段階で担当課長のほうからお話をして、ようやく遅れていた公安協議が終わったので、9月の契約にもっていきたいというふうな予定だったんですけども、それが再度遅れて、今回、12月で本契約に（「要所、要所で、どの程度説明したかっていう……」の声あり）それはいちいちお答えいたしません。我々としては、その都度ご説明を申し上げてきたわけでございますのでね。何のための全員協議会なのかという部分もございましてね。必要な資料を用いてお話を申し上げてきました。（「議長、正常な質疑をお願いします」の声あり）はい。（「ここはやり取りでないで」の声あり）そういうことだと思います。その辺にとどめさせていただきます。

議長（岩佐哲也君）これは関係、担当課のほうで説明した資料とか何かないのかな。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今回の役場構内整備事業につきましては、まず、6月の補正に今回上げたいということで、5月の15日の全員協議会の場におきまして整備計

画ということで整備実施設計の部分が出来上がりましたので、こちらのほうお示しさせていただいた上で、ご説明をまず申し上げたところでございます。そのまま6月補正ということでお認めをいただきまして、具体の警察協議のほうに持っていけるような形でまとめましたので、7月20日の全員協議会の段階におきましてこちらの警察協議でかける内容についてご説明申し上げまして、その後、警察協議の内容と相違するようなところがございましたので、今回入札というような形を取らせていただきまして、本日契約議案の提案というような形でさせていただいたという経緯でございます。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。この間はそういう流れで進めてきたということで、その説明の中身がどの程度だったかということではまだ疑問に残るといいますかね、記憶がどの程度、先ほど来、どの程度の説明してきたのか等々の確認もしているわけですが。そして、さらに全協の在り方というところに行くわけですが、その際、全協でこういう報告、説明したから、あの議会がね、もう認めたというような受け止め方は絶対しないしてほしい。そこで十分な協議されていないんですから。行ったり来たりでされてないんですから。もし、そういう、本当にこういう重要な事案であればですね、やっぱりその再々というのは逆に必要です、説明ね。先ほど言いました今日のこういう正式な、公式な場面でもですね、説明するために必要な図面さえ手元に配布されていないという状況なんですよ。少しでもこういうね、いずれこういう方向で行くのかも分かりませんが、認められるのかも分かりませんが、やっぱり議会のほうでも十分な理解の下に、共通の理解の下にいい、悪いという判断しなくちゃならないんです。そんなときに、図面さえ渡さない、どういう、皆さんここにいる人、多分どういう配置の中でね、今日のこの契約についてね、結論出さなくちゃいけないのかというふうになるかと思うんです。記憶にある人は図面なくてもね、理解できるでしょうが。あと併せて言いますと、今日図面がないということですね、説明不足、20日に示された内容と全く変わらない形での内容になっているのかということになるわけですが、まずその前に、今日図面を配布されなかったことに対してどのようにお考えか、なぜ配らなかったのか確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。議員とは残念ながら多分こういうやり取りがね、続くわけでございますけれども、それはそれとして、私のほうとしては、先ほど言ったように、必要なものは常任委員会なり全協を通じてお話を申し上げてきているということで、必要な資料については、他の市町村議会と比べてもらっても遜色のないものをその都度お出しをしております。今回の部分については、今課長から申し上げたような経緯をたどる中で、必要な図面を添付させてもらっていますので、いわゆる構内のレイアウトについてはですね、一定のご理解をいただいているものというふうなことで、今回の案件については図面は添付の必要はないというふうな判断をさせていただいたところでございます。ケースバイケースで必要な書類は添付をしていきたいなというふうには思っております。

8番（遠藤龍之君）はい。町の考え、町長の考えは分かりました。資料はね、必要はないというかね、というふうに伝わってきました。本来、何回もこういう話もされているんですが、理解を得るためには、やっぱり私たちがスムーズに理解するために、やっぱりある程度の資料というのが、その資料を見ながら判断するというのが、これが当然の成り行きではないかというふうに考えるわけですが、そういうことに対しては、前やったからいい

とかね、全く同じ図面だったらまた、それはそれでね、あとは受け止めの違いということになるのかなというふうには思いますが。まずそういう態度は分かりました。しかし私は、本当にこの理解していただくという行政側の、執行部側の意思があれば、当然配布すべきものであるというふうなことは伝えておきたい。

あと、出てくるのはね、本当に要所、要所で説明というのがね、全くこれはね、そういうふうな観点にはなっていないということも指摘しておきたいと思います。

先ほど議長のほうからですね、補正の考え方、あるいはこうした場面での全協の在り方まで含めるんですが、これについても整理していただきたい。共通の理解にさせていただきたいということを求めています。

そこで、具体的内容と、今から補正予算が、それが措置した金額と、実際のこの予定価格といいますかね、提起した内容にちょっと乖離があるのではないかというふうな、見ているんですが、その辺の背景についてお伺いします。1億7,000の措置が1億二、三千万で、まあ1億1,700万ですか、予定価格、その辺のこの予算見積もりはどうだったのか確認したいと思います。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。ご質問の件でございますが、6月の補正の段階でございますが、現地調査、あるいは町道の線形に基づきまして、概算のほうで工事費のほう積算しておりまして、まず、今回減額になった部分ということでございますけれども、一つが排水工事におきまして、排水計画精査する中で、既存の側溝等を継続して使用することができるということが判明いたしましたので、その分減額となっているところがございます。また、附帯工事の緑化工につきましても、植樹の移設等を見直しまして、緑地帯の施工範囲を少なくするといったようなことも変更等を行っておりまして、そういった部分について減額になった結果、こういった形になったというものでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。この計画の中で、これを言いますとね、また町長が出てくっと思うんですが、先ほどこの町道認定というところまでの明確なこの表現があったわけですが、それまた新しい発見といいますか提起、その前に若干町道というような表現があるところもあります。であるならば町道認定廃止というのも、これまた重要な我々にとっては判断の対象になるんですね。そういったことも含めたこの説明がね、いつ、どこであったのか。そいつが要所、要所で説明しているということですが、そういった一つ一つの大事なことがね、どれだけ我々に伝わってきているのか、説明されているのかということ非常に強調したいわけですよ。それを町長は一般的にですね、要所、要所で説明してきたということで事を収めようと、ということになっているわけですが、その説明の中身の具体性がね、なかなか伝わってこない。伝わってこないことによって我々にとっては本来、行政執行部側としては説明してるのに何でというようなことになっているのかなど。それやっぱり説明不足というんですか、我々も協議できるくらいの説明になっているのか、あるいは、協議する場になっているのか、そういう場が何回かあったのかということがね、十分でない、印象に残ってないということから来るこの問題だと思っ

ているんですが。この中で出てきたですね、ですから、私はこの町道認定というのは初めて、初めてというかですね、その課題も実は大きな、我々にとってはこれを判断するときね。というのは、あの広大な敷地が分断されるんです、このことによってね、正式な公道ということになるわけですから。そうしたときにね、従来あったその一帯のまちづくりというのが先ほど来ありました、この新庁舎を中心としたね。ということで、

今回示されているのはこの一部しか示されていないわけですが、舗装ということだね、ということは、本来ならば全体計画の中にあったこの一部ということになるわけでしょうけれども、そうした、そのときに、全体としたときに、この町道の設定というのが正解なのかどうなのかね、各いろいろあります、公共施設ね、そういうところのつながりということもね、我々としてはチェックしなくちゃならないことになるわけですが、こういう部分、部分的なね、提案のされ方をすると、戸惑う、我々も戸惑う部分があります。ですから、もっとそういった意味では、併せて言うと、重ねて言うと、その辺の説明がね、やっぱりいただきたい。何回も20日にやっていますって、その場面はありました。けどその中でどの程度の説明がされているかということが薄れて、確認できなくて、確認しているところもあるんですが、そういう背景の中なんです、この町道認定というのは、町道認定という先ほど表現がありました、逆に言うんですね。じゃあその町道認定というのはいつからそういうことを検討し始めて、そして、今現在、どういう状況になっての我々への提起なのかね、この部分ね。と併せて、重ねて言いますと、一帯のまちづくり、全体計画の中での一つと言ったときに、先ほど出ましたサーバー室、昔の社協ですね、ここの部分もどうなのか、この部分は撤去されるということに、最初からここは示されていました。消防署はあったのになくなったとかというのもあるんだけど、たときに、今回舗装が中心の事業だとしたときに、この処置はどうするの。ここは残しておいて、そして今度こいつ、撤去したあと、また今度そこを工事するということになるのかとかね。そうするとまた二度手間になるんでねえのと、いろいろ確認しなくてはならないことが出てくるわけです、一体構想の中での説明の中でないかね。ということで、質問としては、その町道認定というのはどういう経緯、経過でこの数字になったの、中身になったのか確認します。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今のお尋ねにお答えするとなると、またその私は、この提案している案件から少し外れる内容になるんじゃないかなというふうに思います。議論すべきは、やはり全員協議会でお示したときに、一定の関心を持っていただいでですね、そういうやり取りをすべきであって、いざこの契約議案を提出する中で、こういうやり取りをするというのは、私ははっきり言っていかがなものかなというふうに思いますよ。いや、いつも議員はね、あれですよ、議長あんまり触れたくないんだけどあえて触れますけれども、全協では、あなたは、何ですか、ここは聞きおく場で、あとは本会議でみたいなね、そういう話をいつもされますけれども、私どもとしては、例えば、今の道路の一つ問題にしたって、整備方針の中でね、建築基準法の絡みでね、道路整備をしなくちゃならない。それは、黙って聞いてください。（「ちょっと静粛にしてください」の声あり）いいですか、基準法となると、いわゆる公道ですよ、公道を設けなくちゃならない。公道となると、これは公安協議が必要になりますよというふうなことで、お話を申し上げてきて、公安協議の中でそのあれですね、役場前の一時ストップから南側に道路になっている部分、あそこについては公安協議の対象になりますと。そのほかの部分については、構内のあくまでも通路という考えでということ担当課長から順々と説明を申し上げてきているわけですよ。お話したときにそういうあれじゃなくて、ここでね、というのは、ちょっと場所が違うんじゃないかなというふうに。あくまでも今回の契約案件について瑕疵がありや、なしやというふうなことで、ぜひ質疑の範囲内にとどめていただければありがたいというふうに思います。

議長（岩佐哲也君）町長、申し上げますけれども、それらの経緯も含めて、どうも今までの説明が十分ではなかったという点は大いに今後反省していただかないと、延々とこれ進みませんので、その辺だけ認識あれして、説明されたという話がありますけれども、なかなか議会側としては十分に説明を受けたという認識はないということはあるものですから、その辺は今後改めていただくということだけ申し上げておきたいと思います。

私に対してでなく、議会とやり取りをひとつ。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、議長からもひとつアドバイスを頂戴しましたけれども、「ちょっと静粛に願います。阿部均議員、静かに願います」の声あり）議長からもアドバイスいただきましたけれども、私としては、執行部としては、一定の資料に基づいて、一定の説明をさせていただいております。議長から、大変申し訳ございませんって、今、議会としてというふうな発言がございましたけれども、私は決して議会全体でなくて、議員それぞれの立場での理解の程度といたしますか、その辺の関係はあるのかなというふうには思いますので、努めてタイムリーな形でのご説明、ご理解をいただくようにですね、努めてまいりたいなというふうには思います。

9番（岩佐孝子君）はい。先ほど説明の中にですね、7月の20日に入っていたところの既存の側溝の部分、予算の部分で減額という、そこを外したということなんで、記念樹の移動もなくなったということであれば、もともとこの図面そのものが変わってきているんじゃないですか。変わった後の図面を示していただき、今回、入札に関しての書類を出していると思うんです、それを提出していただきたいと思います。提出を求めます。（「休憩」の声あり）

議長（岩佐哲也君）そういうことで、休憩入れます。再開は1時15分とします。

暫時休憩とします

午前11時45分 休憩

午後1時15分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）休憩前、岩佐孝子議員から今回の議案に関する図面の提出はなぜなかったのかというようなことのご質問があったかと思うんですが、これに対する回答から始めたいと思います。

企画財政課長（齋藤淳君）はい、議長。ご質問ございました図面の添付の関係でございますが、さきにご指摘のありました記念樹の移設の関係についても併せてご回答申し上げたいと思いますが、まず記念樹の移設につきましては、視認性におけます安全性ですとか維持管理、こういった部分において今回の工事からは除くというような形にさせていただきまして、ただ、一方で、7月20日の全員協議会のほうでお示した図面の内容と、その基本的な部分におけます駐車場と町道の整備については、変更箇所、こういったものがございましたので、こちらの7月20日にお示した内容で今回代えさせていただいたというものでございます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）提出図面についての回答は、前回出したものと同じということでの、基本的にはほぼ同じということでの説明があったと。今まで補正関係とか説明不足と、いろん

な部分でありましたが、この議案に関する金額の問題、落札の問題、業者の問題とか、また別に今までと違った視点からの質問とか質疑があればお受けしたいと思うんですが。

1 番（伊藤貞悦君）はい。ただいま執行部から提案されております議案第 58 号山元町役場構内駐車場等整備工事請負契約の締結についての概要ですが、まず、駐車場の整備というふうなことで、これまで私を含めて同僚議員が何年間かにわたってこの役場の配置図を含めて何回かずっとやってきて、駐車場が使いにくいとかというふうなことからずっと進んできておりますが、先ほど、1 期、2 期の工事に分けて進んできているというふうなご回答がありました。そんなふうなことで、現在 7 月 20 日の資料のとき、全協でもです、ね、いろんな質問が出たと思いますが、まず、一つはですね、道路が、同僚議員の質問には、段差があったりなんかして、どうなるか分からないというところでとどまっていると思いますが、今回はもうそれが町道というふうな形になって表れてきていますが、その際の構内の状況、道路で分断された場合のメリット、デメリットなどについても、恐らく勘案されて、今回のようなことが出てきているんだらうと思いますが、そのようなことは、私はこの町道格上げというふうなことは初めて聞いたので、まず、そのメリット、デメリットなどはきちっと話し合われたのかどうか、まず第 1 点、質疑の 1 つ目にしたいと思いますが、いかがでしょう。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。まず、町道の関係でございますが、5 月の 15 日の全員協議会の資料のほうにも記載をさせていただいたところでございますが、まず、構内の中央公民館等の、構内の建築物の建築基準となる関係法令の適合ということで、建築基準法の指定道路への接道環境の向上を図るということの一つの目標としておりまして、今回町道に設定する部分ということにつきましては、国道の 6 号線から役場のほうに上がってくる道路からの交差点、左に曲がっていく、こちらから中央公民館の前を通っていく形の部分のところを町道のほうにするということで、今回進めておりまして、この点につきましても 5 月 15 日の全員協議会のほうでその考え方をお示しさせていただいた上で、7 月 20 日の全員協議会におきましても、その警察協議の内容というところで、そのつばめの杜と作田山のほうをつなぐ町道の整備という計画の中で、県の警察と協議を重ねているということで、ご報告をさせていただいたという経緯でございます。以上でございます。

1 番（伊藤貞悦君）はい。ただいまの回答ですと、役場の庁舎前から左に折れて中央公民館のほう、これを町道にするというふうなことですね、確認です。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。議員おっしゃるとおりでございます。

1 番（伊藤貞悦君）はい。とすると、同僚議員から出た作田山に真っすぐ直線で行くような通路も考えているというふうなことがありましたが、それは今回の構想には入っていない、今後ともそれについては、例えば、3 期、4 期というふうに進んでいく中で考えるのかどうか、そのことについて町長はどういうふうに考えているのかお答えいただきたい。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。お尋ねのありました国道から直線で上がってくる道路、これからさらに直線的に作田山のほうに接続するというふうなお尋ねでございますけれども、これまで説明してきましたとおりですね、構内の整備と作田山方面へのアクセス関係を比較考慮したときにはですね、残念ながら直線でのアクセスは物理的に不可能だということですね、多少 S 字的な形になりますけれども、スピードを出さない形で出入りができるような、そういうアクセス道路を整備を進めていきたいということでございます。

ので、これまでの検討結果からすればですね、これ以上のものは考えにくいというふうなことでご理解いただければというふうに思います。

1 番（伊藤貞悦君）はい。4メーターとか5メーターというふうな意味ではなくて、多少の防災上必要な安全に人とか歩道とか、簡単な車が往来できるようなことは考えられるけれども、それ以上のものではないというふうな理解でよろしいですね。

とすると、現在のこの駐車場の計画は、中央公民館の後ろ、今までいわゆる仮設の庁舎が建っていたところの部分と、それから、福祉協議会の現在の建物ところに駐車場をというふうなことで、何台ぐらいの計画でいるのか、そのようなことも我々は知りたいし、町民に聞かれたときには答えなくちゃならないと思うわけですが、そのようなこと、計画はきちっとされているのかどうか教えてください。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。お尋ねのありました駐車場の台数の関係でございますが、旧仮設庁舎ございました箇所等につきましては、そこの部分につきましては100台を予定しております。また、役場のほうから真っすぐ西側のほうでございますけれども、サーバー棟、こちらのほうの前のほうでございますけれども、こちらのほうには約69台ということで計画をしております。また、国道から直接役場のほうに上がってきた坂の左手のほうに現在駐車場ございますが、その脇にも16台程度の駐車台数を確保するというふうなことで計画をしているというところでございます。（「116」の声あり）16台でございます。合わせますと、今回の件では185台ということで計画をしておりますが、既にごございます駐車場の台数との関係で申し上げますと、既にある駐車場の台数と合わせますと、計画では275台確保するような形で現在検討しているところでございます。以上でございます。

1 番（伊藤貞悦君）はい。その駐車場の部分については、車止めをつけるのか否か。いわゆる車止めとか何かをつけてしまうと、このところは避難というふうなこともあるわけですね。車止めをつけてしまうとそれが邪魔になって、大きな広場としては使えなくなるようなことを私は考えるわけですが、そのようなことについてもきちっと配慮されているのかどうかについて伺います。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今回の道路と、車道と歩道との間に縁石等を設けますが、そういった道路と接する部分につきましては車輪止めのほうをつけることで安全性のほうを確保いたしますが、中にあるような駐車枠の部分につきましては、今回そういった面的な利用も検討する必要がございますので、こちらの車輪止めのほうはつけないというふうな形で検討を、計画をしております。以上でございます。

1 番（伊藤貞悦君）はい。現在町民がですね、使いにくいというふうなことを私一般質問でも話をしましたが、その町民が役場に来庁した際に使いやすいような駐車場というふうな配慮はされているかどうか、そのことについてはいかがでしょう。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今後、駐車場の利用につきましては、まずは町民の方の駐車場というものを第一に考えまして、各施設の利用しやすい箇所のほうを今後計画を進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

1 番（伊藤貞悦君）はい。今後というふうなことでしたが、今、私が質問したようなことを事前に資料として手元に配っていただければ、今日の午前中のような無駄な時間を過ごさなくてよかったのではないかとというふうに私自身は考えるわけですが、午前の答弁で町長は資料はいらぬと思っ配らなかつたというふうに答弁をなさっていますが、私の考

えを聞いて町長はいかにお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。一定のですね、整備の内容、状況を把握していただくと、ご理解いただくということから、これは非常に大切なことでございますけれども、少なくとも今お尋ねのあった部分について、この入札の契約案件の中でですね、お尋ねいただく場面では私はないと思います。申し訳ないですけど。やっぱりこれは全員協議会なりですね、事前の中で、もしそういう疑義があるのであればですね、確認をしていただく、もちろんこちらもどういう考え、コンセプトで整備するのかというのをですね、これも積極的にあっせんしなくちゃならない部分はありますけども、いずれお互いにタイムリーな情報共有ができるように今後とも努力してまいりたいというふうに思います。

議長（岩佐哲也君）今回は事前説明の機会がちょっと省略という形になったものだからこんなことになったんだろうと思います。議運、全協ではなかったんです、臨時議会の前にね。よろしいですか。

1番（伊藤貞悦君）はい。町長の指摘は確かに現在提案しているのは工事の入札についての契約なのでというふうなことがありましたが、やはり駐車場の広さとかですね、それから駐車台数とか、それから道路の形状とか、形とか、そういうふうなこともやはり明確に示していただかなければ、我々、予算認める場合になかなか判断しにくいというふうなことで、町長が話をしたような、今、質疑というか、質疑にはならない質疑をしてしまいましたが、やはり今後ですね、誰でも理解でき、スムーズな議会運営をできるように、やはり事前にいろんな形で説明をしていただいたりなんかできるような形にしていただければ、お互いにやり取りが簡単にできるような形になると思いますので、配慮していただければというふうに思います。以上。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい。今の町長の説明で話がありましたけれども、契約だろうというふうな話がありました。今、同僚議員からも質問が出ましたけれども、やはり台数、どんな形状なのか、そういうことをきちっと、この契約、入札のときには図面出してたんですね。それを出していただきたいと思います。求めます。

議長（岩佐哲也君）これは、再三再四答弁もあったように、前にも出てると同じものかどうかで理解できませんか。

9番（岩佐孝子君）はい。先ほど来、同僚議員からも出ていますけれども、理解していただくための努力をすべきだと私は思います。皆さんに、皆さん分かりますか、これを出したから認めろと言われて、台数も分からない、どういうふうな形状になっているのか、それさえも分からないところで認めろと言われても、執行権があるからっておっしゃいますけども、それを認めてもらうための、私は資料は提供すべきだと思いますので、資料提供を求めます。

議長（岩佐哲也君）今、資料提供って、図面の話してたんじゃないなくて。図面だけでしょ。（「駐車場そのものの……構内の」の声あり）この図面はあれかな、これと変わらないでしょう、5月15と、それから、7月20日、最終的には7月20日……（「休憩」の声あり）同調あるのかな。同調議員いるのかな。休憩動議が出ていますけど。（「はい」の声あり）

議長（岩佐哲也君）暫時休憩します。再開は1時45分にします。

午後 1時30分 休憩

午後 1時45分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きますが、再度5分間休憩を延長したいと思います。再開は1時50分としたいと思います。

午後 1時45分 休憩

午後 1時50分 再開

議長（岩佐哲也君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（岩佐哲也君）ただいま、岩佐孝子君から要求のありました関係資料、配布になりました。今後とも審議に必要な資料はあらかじめ添付していただきますようお願いしておきます。

そのほか質疑ございませんか。

8番（遠藤龍之君）はい。そうなんです、もうこれを最初にね、朝に、朝でも私は遅いと思うんですけども、出していただければ、これまでの時間はほとんど費やさなくてよかったんです。ただ、そのことを確認しておいてね。

先ほど、何か町長は、これは契約にどうのこうのということで出されないとか何とかってというようなお話をされたかと思うんですが、私はそれはちょっと違うんじゃないかということで、これはそれ以上のあれが、今後そういうことも整理しながら確認したいというふうに。

改めてこうして見たときに、これを見たときにやっぱし、初めてこれは示されるわけだ、ときに、やっぱし改めて疑問が出てきて、その辺の確認というのはね、当然あってしかるべきなんです。ということで、確認しますと、この駐車場のマス計画図を見たときに、うち身障者用1台とあって、あるいはうち身障者用2台というようなことで、それがどの辺なのか、これ見れば分かりますね。ということと併せて全体の駐車場というふうに考えたときに、この身障者の人たちがね、できる限り庁舎内に入れるようなことも考える必要があるんじゃないかと、その辺の話については、この場外でいろいろ話があったかというふうにも思うわけですが、それらの検討がどうだったのかということなんですが、この図面を見れば、そういうふうにはなっていないということで、改めて確認しますが、やはりこの全体とかで身障者の方がですね、すぐにこの庁舎内に入れるためには、北側の、今我々の出入りしているところの活用といいますか、も考えられるのではないかと。私、しょっちゅう役場出入りしていますけども、あそこのうちの公務員用のところはほとんど止まっていません。私、たまに、ちょこっとしたときに止めますが、というようなことも考えると、このやっぱり有効活用というふうなことを考えたときにね、その辺の検討も必要ではないかということ伝えて、まあ今日ね、ここでね、どうこうしろということもう求めません、時間も時間ですから。ただやっぱり、今回この案件が通ったとしても、この内容にこだわらず、やっぱりそうした必要なところは、通ったとしてもこのままでなくて、よりよい方向での改善は考えられ、そして、それが確認された場合には、そういう取り組みをするというようなことを求めるわけですが、いかがでしょうか。この図面に関わらず、今回この案件が通ったとしても、そういう改善はあり得ると、決まってもあり得るというふうなことを求めるわけですが、その辺についていかがでしょうか。全くもうこのままの形で対応するということなのかどうか、確

認めます。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。ただいまいただきましたご意見等も踏まえまして、より利用しやすい駐車場の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なければ質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。
なしでよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第58号令和2年度 山元町役場構内駐車場等整備工事請負契約の契約についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第11. 議案第59号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。では、議案第59号令和2年度 社総交（復興）請5号 頭無西牛橋線交差点改良工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

この後の60号とですね、一連の工事になりますので、まず全体のお話をさせていただければと思います。

配布資料No.7 議案の概要の2枚目のほう、地図をご覧くださいければと思います。

前回の定例会でも2件の契約をご可決いただきましたけれども、頭無西牛橋線に高瀬川排水路から北をわたる町境まで約3.5キロの路線となっております。

昨年度ですね、そのうちの交差点部分を除いた直線部についてはですね、改良工事完了いたしまして、今年度、残りの北側半分ですね、直線部について3件契約をいたしまして、そのうち2件、前回の定例会でご可決いただいたという経緯がございます。

今回、議案として提出させていただきますのが、4カ所ございます交差点のうちの2カ所となりまして、議案第59号が請5号ということで、下から2番目の交差点となります。また、次の60号がですね、請6号ということで、一番北側の交差点となります。

では、ここから第59号のほうの説明に移らせていただきます。

まず、提案理由でございますけれども、頭無西牛橋線交差点改良工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

1、契約の目的については、記載のとおりでございます。

2、契約の方法は、指名競争入札としており、指名業者数は9社となっております。

3、契約金額につきましては、消費税を含みまして1億1,991万1,000円となっており、落札率は89パーセントとなっております。

4、契約の相手方につきましては、有限会社安田工務店、町内の業者となっております。今回の入札の入札調書をこの裏面につけておりますのでご覧いただければと思います。ご覧のとおりですね、9社指名のうち3社辞退となっております。

概要のほうに戻ります。

5番、工事の場所でございますけれども、花釜地内となっております、先ほどご説明した場所、頭無西牛橋線、旧JR常磐線の軌道敷と町道山下花釜線の交差点の部分となります。

6、工事の概要でございますけれども、施工延長148.8メートルとなっております、そちらに対しまして土工と地盤改良、あと一部擁壁の設置がございまして、排水構造物を設置して舗装までの実施するという内容となっております。

7、工期でございますけれども、契約日の翌日から令和3年3月26日までとなっております。

以上で議案第59号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第59号令和2年度 社総交（復興）請5号 頭無西牛橋線交差点改良工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）日程第12. 議案第60号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。では、議案第60号令和2年度 社総交（復興）請6号 頭無西牛橋線交差点改良工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

配布資料No.8 議案の概要をご覧いただければと思います。

まず、提案理由でございますけれども、頭無西牛橋線交差点改良工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

1、契約の目的については、記載のとおりでございます。

2、契約の方法については、指名競争入札で、指名業者数は9社となっております。

3、契約金額につきましては、消費税を含みまして7,925万5,000円となっており、落札率は88.84パーセントとなっております。

4、契約の相手方につきましては、有限会社渋谷組、町内の業者となっております。この入札の執行調書については、この概要書の裏面のとおりとなっております。

9社のうち2社が辞退いたしまして、7社入札により渋谷組が落札となっております。概要にお戻りください。

5、工事の場所でございますが、牛橋地内となっております。先ほど地図でご説明させていただきましたが、頭無西牛橋線と、こちらは町道大平牛橋線との交差点となっております。

6、工事の概要でございますが、施工延長120.7メートルとなっております。こちらに土工を実施いたしまして、排水構造物工を設置し、舗装を行うという内容となっております。

7、工期につきましては、契約日の翌日から令和3年3月26日までとなっております。

以上で議案第60号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第60号令和2年度 社総交（復興）請6号 頭無西牛橋線交差点改良工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第13. 議案第61号を議題とします。

本案について説明を求めます。

建設課長（佐藤 誠君）はい、議長。では、議案第61号令和2年度 社総交（復興）請7号 高瀬笠野線道路改良工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

配布資料のNo.9議案の概要をご覧くださいと思います。

提案理由でございますが、高瀬笠野線道路改良工事請負契約の締結に当たり、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものでございます。

1、契約の目的については、記載のとおりでございます。

2、契約の方法につきましては、条件付一般競争入札としております。

3、契約金額につきましては、消費税を含みまして1億8,870万5,000円となっており、落札率は89.36パーセントとなっております。

4、契約の相手方につきましては、東鉄工業株式会社東北支店となっております。

この契約の入札執行調書がこちら裏面にございますので、ご覧いただければと思います。当日4社入札がございまして、最安値を入札いたしました東鉄工業が落札という結果となっております。

概要のほうにお戻りください。

工事の場所でございますけれども、笠野地内となっております。こちらは、添付の図面をご覧くださいければと思います。図面の右上のほうにですね、位置図がございます。高瀬笠野線国道6号線の高瀬のセブンイレブンのところからですね、今の県道相馬亙理線までをつなぐ路線となっておりますけれども、今回提案させていただいておりますのは、この一番東側、花笠排水路をわたる橋の部分となっております。

一旦概要のほうに戻りまして、工事の概要でございます。

施工延長30メートルとなっております、主たる構造物としては、②に示しておりますカルバート工となっております、プレキャスト門型カルバートを25メートルにわたって設置するものでございます。

あと、この後、舗装工でこの上に舗装等を実施するという内容となっております、この際に、施工の際に必要な現橋の、今の橋の撤去が③の構造物撤去工、あと締切り等が4番の仮設工、あとこの花笠排水路の矢板が、今この橋の前後だけまだ施工されておられませんので、そちらの矢板を打ちまして完成させるということで、6番の築堤護岸工となります。

ちょっと図面のほうで内容を説明させていただきますと、図面でございますけれども、プレキャスト門型カルバート工、高さ2.55メートルで、内空の幅が10.7メートルというものを設置するものでございます。これ延長25メートルとなっております、今の道路幅よりは大幅が広いんですけども、こちらはですね、どうしても今の県道に取付け分の隅切り部分に設置する橋梁ということで、このような延長となっております。断面図、右下にございますけれども、こちらがですね、完成時のカルバートの形をこちらに示しております。施工の方法としましては、真ん中に一旦締切りの矢板を打ちまして、その前後を締め切って、橋台を左右それぞれ撤去していった、撤去が終わった後ですね、新たなカルバートを設置するというような内容となります。

概要のほうに戻りまして、7番の工期でございます。契約日の翌日から令和3年3月26日までとしております。

以上、議案第61号の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番遠藤龍之君の質疑を許します。

8番（遠藤龍之君）はい。この執行結果を見ますと、この件については最低制限価格に限りなく近いところで4社ともそこで集中して、結果、一番適当なところというか、ところが取った内容になっているんですが、この辺の背景といいますか、傾向といいますか、今後というか、これまでと比べて、というのは、先ほどちょっとチェックするのをいろいろあって忘れてしまったんですが、役場内の整備工事については97パーセントと、依

然として高い落札率の中で動いてきた、こういった執行結果、この件については、うんとまとまっているというかね、最低制限価格に近いところでね。これはそれぞれのほの、力のある企業であるからこういう行動ができたのかなとか、いろいろ推察することは、推測することはできるんですが、できるというか、考えられるんですが、その辺、町としてはこの結果をどう受け止めているのかね。分かんねかったら分からないですけども、ただ、うまい具合に、これらも大きな買い物が89パーセントでね、ほぼ、それなりの結果になっているんだなということが見えるわけですが、その辺について、あるならばお伺いします。考えでいいよ、考えで。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。今お話ございました最低制限価格につきましては、以前にもちよっとご説明申し上げたところでもございましたが、今年の8月26日に最低制限価格の算定式というような形で、ホームページ等で町の考え方、そういったものをお示しした中での今回入札ということでもございましたので、そういったところも踏まえた形で、各業者さんのほうでいろいろご検討をされた結果の内容なのかなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐哲也君）そのほか。

8番（遠藤龍之君）はい。その辺もですね、発注する側、今後はこういう大きな事業というのは少なくなるとは思うんですけども、発注する側の考え方もきちっと示すというかな、そして、できるだけ安い価格というか、適正な価格での入札結果となるようにしていかなければならないというふうに思うわけですが、その辺のやっぱり対策等々もですね、発注する側がもう考えながら進めていく必要があるのではないかとこのことを訴えて終わります。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）質疑なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第61号令和2年度 社総交（復興）請7号 高瀬笠野線道路改良工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第14. 議案第62号を議題とします。

本案について説明を求めます。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。議案第62号令和2年度 山元町立山下中学校給食室備品整備事業に係る物品購入契約の締結についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料No.10に基づきご説明いたしますので、お手元にご準備願います。

初めに、提案理由ですが、山元町立山下中学校給食室備品整備事業に係る物品購入契約の締結に当たり、地方自治法及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例の規定により、議会の議決を要するので提案するものでございます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

1の契約の目的については、記載のとおりでございます。

2の契約の方法については、指名競争入札で、参加業者及び入札結果については、裏面に記載のとおりとなっております。

3の契約金額ですが、2,299万円、こちらは消費税を含む金額でございます。落札率につきましては、87.45パーセントとなっております。

4の契約の相手方については、仙台市宮城野区の日本調理器株式会社になります。

5、納品場所については、山元町立山下中学校となります。

次に、6の購入品目についてですが、冷蔵庫1台、冷凍庫1台、ほか記載のとおりとなっております。

6の購入品目について何点かご説明いたします。

最初の冷蔵庫、冷凍庫、冷凍ストッカーについては、これまでは食材は当日納品といたしておりましたが、今後、食数が増加することから、冷蔵庫及び冷凍庫、冷凍ストッカーを購入しまして、食材の前日納品に対応するものとなっております。

1行おきまして、シンク付き移動フードスライサーについては、作業効率を上げるためのものでありまして、これまで使用していたものが、部品供給が終了しておりますことから、今回更新するものであります。

次のスチームコンベクションオーブンについてですが、食数が増加することに対応するため、今回更新するもので、1台については、アレルギー室用となっております。こちらも現在使っているものについては、部品供給が終了していることから、今回更新するものであります。

次の行の真空冷却機であります。こちらは町内小学校へ給食を搬送するに当たりまして、調理を早める必要があることと、作る量が多くなるため、あえ物などの給食を中までしっかりと冷やすためのものでありまして、これまでは氷等で対応しておりましたが、こちらのものを購入いたしまして、均一にむらなく、短時間であえ物等を冷やしたいと考えております。

次の行の洗濯機からアレルギー対応のための備品購入となっております。洗濯機につきましては、アレルギー対応の白衣等を選択するように専門に買うものであります。そのほか、冷凍冷蔵庫以下、こちらについてはアレルギー対応のものとなります。

7の納品期限になりますが、令和3年1月22日です。

以上が議案第62号の説明となります。よろしくご説明申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。―― 質疑はありますか。

9番岩佐孝子君の質疑を許します。

9番（岩佐孝子君）はい。今、丁寧な説明をいただきました。部品がなくて使用不能というふうな説明もありましたけれども、既存の備品で使用できるものは何パーセントくらいある

んでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。すみません、ちょっとパーセントでは出しておりませんが、今回、新たに購入するものが今のものでありまして、冷凍庫、冷蔵庫、冷凍ストッカーについては新しく買うものであります。そのほか、先ほどご説明しましたアレルギー対応の部分については、新しくサラダ室に入れるものとなりますので、こちらのもものが新規となります。今現在使っておりますスライサーですとか、スチームコンベクションオーブンは使えるんですけども、仮に部品が壊れてしまった際に、特別注文品となりまして、納品まで時間を要しますし、先ほどご説明申し上げたように、部品がもうないということから、今回の機会でも更新させていただくものでありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。以上です。

9番（岩佐孝子君）はい。毎日の食ですので、安全・安心に子供たちに事故のないような食を提供していただくためには非常に大事なことだと思います。今の回答の中に詳しくはということなんですけれども、現場の声はきちんと聞いたんでしょか。その辺の現場の声の反映はどの辺までなされているのか確認します。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。昨年度まではですね、サラダ室の改修だけで新しい給食調理場は対応可能と考えておりましたが、再度現場のほうで検討していただいた今回の補正対応での今回の契約議案となっております。以上のことをご理解いただければと思います。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

9番（岩佐孝子君）はい。そうしますと、アレルギーの部分のサラダ室と、普通の一般の児童生徒の部分はまだ別個にもうきちっと分かるといふふうに理解してよろしいんでしょか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。ただいまの件でございますが、分けて調理するものとなります。先ほどご説明しましたように、スチームコンベクションオーブン1台と洗濯機以下については、新しくアレルギー室のほうに対応するために納入するものでありまして、アレルギーの分を全く別に分けることとなります。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑はありませんか。

8番（遠藤龍之君）はい。ただいまの説明されました購入品目の内容につきましては、この先日の9月議会の予算の内容ということで受け止めてよろしいのでしょうか。まあ9月に予算措置されたので、この内容のものを購入するという受け止めでいいのでしょうか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。今回のものについては、まず6月の段階でアレルギー室の改修工事の際にアレルギー室の備品の要求もさせていただいております。さらに検討した結果、そのほかに本日ご提案申し上げているような物品が必要になるということで、9月にも再度補正をさせていただいております。アレルギー室と9月の補正の物品について、一括で発注したほうが有利であることから、今回、6月と9月分の補正について一括で契約をご提案申し上げるものとなっております。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。この取り組みをする際にですね、予定価格はどのように設定して、ここにこう示されていないんですが、これは備品購入だからその背景よく分からないんですが、これについてはこの執行調書の中には予定価格、最低制限価格が示されていないんですが、予定価格、お示しできるならば、終わってるやつだからどういふ。

議長（岩佐哲也君）企画財政課かな、予定価格は公表できるのかな。どちら。

8番（遠藤龍之君）はい。落札率87.45パーセントと決まってるんだから、そこからたどっていけば出ていくことなので、何でそういうのを簡単にね、これ結果なんだから、結果に対しての数字なんだから、そこまで隠す必要があるのか、うんと隠す体質がちょっと見えるんですが、あるのか確認します。だめだったらだめでいいですよ。これはこのシステム上、仕組み上、それはお答えできませんということであれば、それはそれで理解というか、そういう制度上のものであればそうなのかなというふうに思わなければならない部分あるかと思う。（「逆算すればすぐ出てくるんですよ、当然」の声あり）

議長（岩佐哲也君）まず、公表できんのか、できないのか。時間かかるなら暫時休憩しますか。
企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。現行の制度としまして、物品購入の部分についての予定価格の事前、あるいは事後で公表という形は取っていないというところでございます。よろしくをお願いします。

8番（遠藤龍之君）はい。それでも、結果分かってしまった、その数字はいかが、ですから、そこからの、そこで計算すれば分かる話なんですから、それを私のほうの口から言うのではなくて、そっちのほうの口から言ってほしいということでの話なんですけど。制度で、事前に公表すんのは問題だというのは分かりました。ただ、もう執行後ですからね。

企画財政課長（齋藤 淳君）はい、議長。物品購入についての予定価格につきまして、事後公表していないということもございましたので、今回の議員おっしゃるような形の割り戻しというような形でお願いしたいというふうに考えております。以上でございます。

8番（遠藤龍之君）はい。何確認したかったかというね、措置された金額の中での対応だったのかどうなのか、その辺ちょっと微妙だったから確認したんです。本来ならばここからぶくっていくと、消費税も含めると2億六千何ぼとかっていうふうな、私の、違うの、2,000、そうそう、その財源確保を十分に確保された中での対応だったかどうなのかということを確認したくての質問なんです。財源確保されていないのにね、予定価格のほうはずっと多くして出して、結果としては2,200万というところでね、87パーって落ち着いたから、財源はその予定されていた、措置されていた中で、結果的にはね、なったと思うんだけど、その辺がちょっと微妙だったから、多分そのうちの中に入っているとは思うんだけど、私の計算ではちょっと微妙だったから、その辺を改めて確認したい。というのは、この間、やっぱり補正の中で、ほの、とか、予算の立て方ね、考え方とか予算の立て方とかね、余りにも乖離があるとか何とかという中で、もっとやっぱり企業努力なり営業努力の中でね、小さい範囲のとかにつながるとか、あるいは無駄なね、そのくらいで済むんだったら、最初からそんなに予算措置しなくともね、別なところに使えるんでないかとかね、というようなこの財政活動というかな、ということも考えられるんで、その辺を少し確認したかった。これだって予定された金額の相当な請け差とかいうかね、生まれてくるわけで。多くの請け差を予定しての措置がいいものかどうなのか、それはね、またいろいろ考え方あるけども、そのことを確認したくて今の数字を確認したんですけれども、ということがあっても、それは執行部のほうからは示せないということですか。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。今回の規定予算についてですけども、6月の補正でアレルギー室の備品で約450万ほど、あと9月の補正でそのほかの備品について2,200万ほどで、全体としては2,650万円ぐらいの予算規模となっております。今回の備品の購入のほう、本日ご提案している金額となっております。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。今お示しされた数字を確認した上で、だからさらにその範囲の中での発注ですかということの確認なんです。その、5円でも10円でもね、その範囲の中だということであるならば、それはそれで了解するわけ。

教育総務課長（大和田紀子君）はい、議長。はい、すみませんでした。既定の予算内での予定価格となっております。以上です。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ございませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議長（岩佐哲也君）これから議案第62号令和2年度 山元町立山下中学校給食室備品整備事業に係る物品購入契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議長（岩佐哲也君）続きまして、日程第15. 議案第63号を議題とします。

本案について説明を求めます。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。それでは、議案第63号令和2年度 山元町町民グラウンド拡張・改修工事請負契約の変更についてご説明申し上げます。

議案の概要につきましては、配布資料No.11に基づきご説明いたしますので、お手元にご準備願います。

初めに、提案理由でございますが、山元町町民グラウンド拡張・改修工事請負契約の一部に変更が生じたことから、地方自治法の規定により議会の議決を要するので提案するものであります。

変更のあった項目についてご説明を申し上げます。

初めに、3の契約金額についてですが、原契約額2億3,100万円に1,813万4,600円を増額し、変更後の金額を2億4,913万4,600円にするものです。7.85パーセントの増加となります。

次に、5の工事の概要及び7の変更理由についてですが、グラウンド拡張部の土砂掘削を進めていたところ、軟弱地盤2,020平米が確認されたことから、安定処理のため地盤改良を行うものであります。

以上、議案第63号の説明といたします。よろしくご理解の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（岩佐哲也君）これから、質疑を行います。—— 質疑はありませんか。

8番遠藤龍之君の質疑を許します。

8番（遠藤龍之君）はい。この案件については、6月議会でも結構大きな関心を呼んだ契約内容といえますか、事業なんですけど、その際に問題というか、いろいろ関心が強かったのは、落札率ですね、99.何パーセント。そして、その経緯についてもいろいろ問題が指摘されたところで、私なりの計算からいきますと、これで本来ならば87パーセントでもできるような事業がですね、結果99パーセントで通ったというふうな結果だけを見るならば、87とあその辺の数字はちょっとあれですけども、といいますと、これ2億の事業ですから、もう既に2,000万を超える想定していなかった、事業主としてはですね、受注側としては、という結果になるんですが、その辺の中身は考慮できなかったのかね。まあ制度上、仕組み上、手続き上、これは難しいとか、許される行為だということになるとは思うんですが、この加賀田組と町との関係は非常にこれまで友好的な関係を持ってきたということを見れば、さらに、そしてプラス、さらに今回のね1,800万の増額の中身についてもなんですが、それも予定価格の99パーセントでの請けということになると、ここからも180万、200万近い想定していない、受注者はね、得るといふふうに考えられるんですが、少なくともその辺のことについて、そういう問題が起きたときに、話し合はずなかつたのか、受注者のほうでね、「こいなの見つかって、これぐらいかかるんだけど、まあそういうのあつからまずおらほうでやっから」とかっていう友好的な考えを、これまでのこの、を見れば、というのも、我々から見ると考えられる。その辺の話はあつたのか、なかつたのかだけで結構です。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。

その契約金額の中でやれるかどうかという、そういう議論については、実際にはそのボリューム的に不可能ですから、それはありません。要は、請負契約として設計書どおりに完成していただくということが基本にありますので、今回については、実際に掘削をして、軟弱地盤がその時点で初めて分かったという事実から変更契約が必要になったものですから、そのような意味で、自然に事務手続きを進めた結果、このようになったということでご理解願います。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。そういうことを理解した上での今の確認だったわけですが、その額がね、余りにも山元町からすれば、余りにも大きいなということでのね、正直言わせてもらえば、2,000万、3,000万に近い金がですね、本来ならばそこに行かなくてもということになれば、その3,000万という金はね、ほかに有効に使える金、町の財源ということになるわけです。やっぱりそういったことも併せて、できないとしても、発注者側から見れば、少しでもこの財源確保、財政確保という、財源の確保という立場から見たときには、その辺の動きがあつてもよかつたのかなという。まあ、それが逆に言うと契約違反だと、訴えられるような対応になるのであれば、それはやめるというかね、考えたほうが良いとは思いますが、加賀田組というね、この庁舎も造っていただいたところであるし、裏の話、裏の話というとうまくないんだな、その辺の公式の中でもなかつたのかなということの疑問で確認しました。でもそれは、町として公的な立場からそういうことは言えないということであるならば、それはそれで、私は十分納得できないわけですが、次に移って、この1,813万、増額分ね、この値段はどういう経緯で出てきたのか。というのは、これまでの理解だと、私の小さな頭での理解であれば、こういった変更の内容が出てきた、その価格は誰が一体決めるのか、向こうから言われ

た価格になるのかね。向こうから言われた価格の99パーセントなのか。向こうから言われたやつだったらば、多分もうその辺を考慮して、多分ぎりぎりの値段で、多分業者のほうから示されて、これでやっからということなのか、改めてその内容を見て、変更のこのいろんなこの事象というの、原因、要因を見て、それが発注者側が改めてそれを調査して決めてつくった値段なのか、その辺の背景について。これはこっち向いて言わねくてねえのか。お願いします。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。お答えいたします。この金額の決定、いわゆるその変更契約額ですね、そこの内容については、発注者側が主体的に決定したものです。土木工事一般に、その設計基準というのがありますから、どのぐらいのボリュームで、どういった内容の変更が必要かについては、やはりゆるぎない数字として積算されます。また、今回は、グラウンドということですから、設計基準とは別に軟弱のその地盤があると、グラウンドの平坦性が担保できないということがあります。長い目を見た場合には、しっかりとした施工が必要だということになります。そのような意味からは、屋外施設の建設指針というのがありますので、これに基づいて設計、あるいは対応を進めているということでございます。

8番（遠藤龍之君）はい。その際のその予定価格示すわけだけども、もうこれは変更だから町で出したその予定価格の99パーセントというのが最終の決定発注額というか、変更額というふうになるという理解でいいのかどうか。

生涯学習課長（佐山 学君）はい、議長。いわゆる数字を掛け合わせながら出てくるということは、ご承知のとおりだと思います。その掛け合わせる最初のベースとしては、先ほど話をさせていただいた設計基準というのがありますから、それなどにその単価を掛け合わせながら、数字を出します。そして、今、ご質問のあった落札率、これなんかも関わりがありながら数字が出てくるということですから、議員ご指摘のとおり、この99パーセントというのは、変更契約額に影響を及ぼすものでございます。以上です。

8番（遠藤龍之君）はい。結果的に言えば、同じような内容で、さっき言った、私がね、変更の中身についても10パーセントですかね、の余裕が、余裕というかね、想定してないものがもう最初から分かっていたという結果だという理解でいいのかどうか。まあ、その前にね、発注者側がいろいろ計算して、最低ぎりぎりというか、もうこれがということで、その99だったら、その理解もできるんだけど、発注する側の調査、調査というのかな、かなり現実に近いところでの設定なのか、従来どおりの設定なのかということになってくるんだけど、その辺の考え方つか、取り組みつか、つうのはどうだったか。まあ、私が言いたいのは、変更の中身についてはね、本当により現実に近いところで抑えて、少しでも町に負担のかからないような、とりわけ、今回の場合99パーセントというね、特殊な結果の中での動きですから、その辺の確認をしたかったわけなんです。これも制度どおりと、従来の、先ほどの答えどおりだということになるのであるならば、そういうことで、ちょっと私は非常にこの辺については問題が残るのかなということ伝えて終わります。

議長（岩佐哲也君）そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐哲也君）これで質疑を終わります。

議 長（岩佐哲也君）これから討論を行います。—— 討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）討論なしと認めます。

議 長（岩佐哲也君）これから議案第63号令和2年度 山元町町民グラウンド拡張・改修工事請負契約の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐哲也君）異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議 長（岩佐哲也君）これで本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和2年第4回山元町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

午後2時42分 閉 会
